⑷　世界自然遺産の国内候補地としての環境保全と地域資源を活かした観光の振興

奄美群島に生息・生育する固有種や希少種等貴重な野生動植物、美しいさんご礁の海、亜熱帯性の森等多様で豊かな自然は、学術的価値のほか、我が国における生物多様性保全上重要な役割を果たしていると評価されている。平成25年１月に「奄美・琉球」を我が国の世界遺産暫定一覧表に記載することが政府として決定されたことを踏まえ、世界自然遺産の国内候補地として、自然環境保全の担保措置となる国立公園指定の推進、希少野生動植物の保護増殖、外来生物の防除等、この貴重な自然環境を保全するための施策に積極的に取り組む。

各種事業の実施に当たっては、この多様で豊かな自然環境との調和に十分配慮する。

また、自然環境の保護と利用の調和に配慮しながら、地域資源を活かした観光の振興等を推進する。

Ⅲ　奄美群島の振興開発を図るための基本的事項

奄美群島の振興開発に関する各分野についての基本的な事項は、以下のとおりである。振興開発のための個々の施策や事業の実施に当たっては、国、鹿児島県、群島内の市町村、独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「奄美基金」という。）、民間事業者等の各事業主体間及び事業間の連携を強化し、振興開発の推進に必要な行財政、金融、税制等に関する措置を有効かつ適切に活用しつつ、ソフト・ハード両面から効率的・効果的な施策展開に努めるものとする。

その際、各事業主体は、奄美群島振興交付金及び産業振興促進計画認定制度を効果的に活用する。さらに、奄美基金が、商工会議所等との連携や経済情勢の分析等のコンサルティング機能の充実等により、役割強化を図る予定であることから、鹿児島県及び群島内市町村は、奄美基金の財務の健全性に留意しつつ、奄美群島の産業の振興・雇用の拡大に向け、奄美基金が活用されるよう協調・連携を図るものとする。

なお、振興開発計画は、地元の発意と創意工夫を取り入れて作成されるものであるので、振興開発の意義及び方向に合致するものであれば、以下に記載のない事項についても、振興開発計画に記載することを妨げるものではないことに留意する必要がある。

１　地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的な事項

⑴　農林水産業の振興

奄美群島は、大消費地が遠いことや台風の常襲地帯に位置すること等の不利性を有しているが、冬期も温暖な亜熱帯性気候帯に属しており、周辺に良好な漁場が多いこと等の有利性も有していることから、このような地域の特性に十分対応した農林水産業の振興を図ることが重要である。

そのため、奄美群島の地理的・自然的特性に対応した農林水産業生産基盤の強化やさとうきびの生産対策、特殊病害虫対策を行うとともに、台風に強い平張ハウスの整備等による高付加価値型農業の育成、地域特産漁業資源の管理、沖合・沿岸漁場の整備開発等を促進する。

さらに、島ごとの特色ある農林水産物、本土の端境期に出荷する作物等地域特性を生かした特産物の開発及び普及並びに農林水産品を活かした６次産業化や地域ブランドの確立を図るとともに、奄美群島の豊かな自然環境等の観光資源を生かし、観光業と連携した取組を推進する。

⑵　情報通信産業等の振興

情報通信技術を活用した産業は、地理的不利性を抱える離島においても定着が可能であることから、超高速ブロードバンド等情報通信基盤の整備の推進、インキュベート施設の整備・拡充による情報通信産業を担う企業の誘致や起業の促進、同産業を支える人材の育成等により、群島内における産業集積を図る。

さらに、農業、観光の分野に情報通信技術を提供することを通じて、一層の振興に貢献する。

⑶　地域資源を活用した商工業等の産業の振興

大島紬や黒糖焼酎等の在来の地場産業については、奄美群島内外の市場における競争力の強化、情報化への対応、流通体制の強化、新商品の開発等に対する支援に努める。

また、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を希望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携を推進する。

２　雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項

奄美群島では、人口減少が継続しており、特に若年層の人口流出が続いていることから、若年層を中心とした雇用機会の拡充が必要であり、島ごとの特性や独自性を生かした産業の振興を図る一方で、地域における自主性や創意工夫を生かした良好な雇用機会の拡充や産業の振興に必要な実践的な職業能力の開発及び向上等就業の促進のための施策に取り組む。

このため、地域雇用開発促進法に基づく事業主に対する雇い入れ助成や、雇用創出、能力開発、就職促進をパッケージで行う実践型地域雇用創造事業等の活用を促し、地域の実情に応じた自治体等による雇用機会の拡充を支援する。

３　観光の開発に関する基本的な事項

観光は、奄美群島の地理的・自然的特性等の魅力と資源を最も直接的に生かすことができる産業であり、また、地理的に東アジアに開かれた位置にあることを利点にすることが可能である。観光の開発に当たって、外部の人材を含めた多様な主体の連携により、新しい魅力の創造等の取組を拡大することが重要である。

世界自然遺産の国内候補地としては、地域の重要な資源である自然環境を適切に保全する取組とともに、奄美群島の認知度向上や観光客の誘致等の様々な取組を推進する必要がある。このため、奄美群島に対する観光の気運を醸成すべく、観光キャンペーンとして、東京・大阪・鹿児島等から奄美群島に訪れる観光客を対象に航空運賃の実質的な負担軽減等を行う。自然環境の利用に当たっては保護との両立に十分配慮するとともに、エコツアーガイド制度の確立やガイドの育成に向けた取組等を推進する。さらに、産業振興促進計画認定制度に基づく特例制度（一定の研修を受けた者を配置することで宿泊業者による地域内の旅行の手配を可能とする旅行業法の特例や、一定の研修を受けることで外国人旅行者への有償ガイドが可能となる通訳案内士法の特例）等を活用することにより、来島者の利便性・快適性を向上させ、観光客の滞在の長期化、リピーターの確保等を図る。

また、島唄や各種祭り等に代表される多様で個性的な伝統文化及び長寿・子宝・癒し等の魅力ある地域特性を観光資源としてアピールし、その魅力を最大限に活用した体験・滞在型観光を推進するとともに、住民と行政による良質のサービスの提供、農林水産業との連携、沖縄等近隣地域との連携、本土等との交流活動の推進等を図りながら、島ごとの独自性を重視した総合的な観光の開発に努め、リピーターの増加と観光地としての評価の向上を図る。

エコツーリズムやヘルスツーリズムについては、それを推進するための人材育成を図りつつ、観光の開発と将来にわたり継承すべき貴重な自然環境や奄美らしい景観の維持との両立に十分配慮して取り組む。また、国内外からのスポーツ合宿の誘致を促進するため、現地における送迎や既存施設の活用等受け入れ体制を確保するとともに、これらスポーツ環境についての情報発信に努める。

４　道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保に関する基本的な事項

⑴　交通施設の整備

道路、港湾、空港等の交通施設は、奄美群島の住民の生活圏の維持、人の往来・物流の活発化を通じた地域経済の活性化を図っていく上での重要な生活・産業の基盤である。

このため、奄美群島の景観にも配慮しつつ、安全かつ安定的な輸送のために、老朽化対策等を含め必要な交通基盤の整備及び維持管理を推進する。

⑵　人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化等

奄美群島と本土との間及び奄美群島内の航空路線・離島航路は住民にとっての生活路線であり、かつ、群島内の事業者等にとっては、業務上も欠かせないインフラであることから、その安定的な運航を確保するとともに、運賃の軽減を図る。

また、観光キャンペーンにより、東京・大阪・鹿児島等から奄美群島に訪れる観光客を対象に航空運賃の実質的な負担軽減等を行い、来訪者の拡大を図る。